

儀じょう隊の設置及び運用要領について（例規）

昭和62年12月2日
兵警務例規 第27号警察本部長
兵警備例規

儀じょう隊の設置及び運用要領を下記のように定め、昭和63年1月5日から実施する。
記

第1 設置

儀式等を荘重に遂行するため、兵庫県警察に儀じょう隊を置く。

第2 任務

儀じょう隊は、次の場合に、整列、先導、側衛等により、受礼者等に対して敬意を表することを主たる任務とする。

- (1) 年頭視閲式、慰霊祭等警察本部長（以下「本部長」という。）が主催する重要な儀式を行うとき。
- (2) 本部長が着任又は離任するとき。
- (3) その他本部長が特に必要と認めるとき。

第3 編成等

- 1 儀じょう隊は、警備部機動隊員をもって編成する。
- 2 儀じょう隊の構成等は、次の表のとおりとする。

構成	人数	階級等
隊長	1人	警部補の階級にある警察官
隊員	14人	巡查部長又は巡查の階級にある警察官

- 3 儀じょう隊の隊長及び隊員は、警備部機動隊長（以下「機動隊長」という。）が指名する。

第4 派遣要請等

- 1 所属長は、儀じょう隊の派遣を必要とするときは、儀じょう隊派遣要請書（別記様式）により、原則として派遣する日の1箇月前までに本部長に要請（警務部警務課経由）するものとする。
- 2 警務部警務課長は、儀じょう隊派遣要請書を受理した場合において、派遣する必要があると認めるときは、当該要請書に意見を付して警備部警備課長に送付するものとする。

第5 派遣命令

- 1 儀じょう隊の派遣命令は、本部長が行うものとする。
- 2 機動隊長は、前記1の派遣命令に基づき、儀じょう隊を編成し、派遣するものとする。

第6 教養訓練

機動隊長は、儀じょう隊員の練度を高めるため、定期的に教養訓練を行うものとする。

第7 運用上の留意事項

- 1 儀じょう隊の派遣命令は、警備部機動隊の警備出動に支障を及ぼさないよう十分考慮して行うこと。
- 2 派遣要請をした所属長は、機動隊長に対し、式典会場の実地踏査等について便宜を図ること。